

談合等の不正行為に係る特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 発注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、発注者が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該課徴金納付命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。